

水道メーター取替等業務委託特記仕様書

本特記仕様書は、委託者 香川県広域水道企業団が委託する、三木町におけるメーターの取替等業務について、標準仕様書の特記事項を定めるものとする。

1 検定満期メーター取替業務（定期）

企業団の指定する給水装置設置場所に赴き、不在時等の場合を除き、使用者等の承諾を得てメーター取替を行った後、適切にお知らせするとともに、遅滞なく結果を企業団へ報告するものとする。

(1) メーター取替時期

令和7年7月1日～令和8年3月31日の間で企業団が指定する期間

(2) 取替予定数（取替予定件数が増減しても異議を申し立てないものとする。）

口 径 (mm)	取替予定件数 (件)
13	1,463
20	37
25	32
30	2
40	2
50（ネジ）	1
50（フランジ）	2
75（フランジ）	3

(3) 企業団のメーター取替計画に基づき履行体制を整えること。

(4) 企業団の指示に従い、適正にメーター取替を行うこと。

(5) 取替前に必ず使用者等に声を掛け、作業内容についての説明を行い、使用者等の承諾を得て作業に着手すること。

なお、現地において、メーター番号等を確認の上、メーター取替を行うこと。

(6) 取替用メーターは、側面に示されている流入方向を間違わないよう留意し、異物等が入らないように適正に取り付けること。

(7) 撤去メーターは、企業団に提出するまで適切に保管すること。

(8) 取替用メーターは企業団から支給するものとし、同メーターの分類・保管については、紛失等がないよう適切に管理すること。

(9) メーター取替時に発生する残材残土等は、責任をもって処理し、装置場所の環境保全に努めること。

(10) 企業団からメーター、メーター取替一覧表、メーター取替伝票、水道メーター取替のお知らせ（取替前）、地図、水道メーター取替業務受託者証を受け取り、メーター取替を行うこと。

(11) メーターの取替えに当たっては、事前に使用者等に取替時期を水道メーター取替のお知らせ（取替前）により通知すること。

(12) メーター取替時は、給水装置の取扱いに注意し、メーター取替後、漏水等がないか

十分に確認し、水の出方、濁水等についても点検すること。

- (13) メーター取替時に漏水が発見された場合は、企業団の指示がある場合を除きメーター取替を行わないこと。ただし、使用者等が漏水状況を確認し、かつメーター取替による漏水でない事を理解した場合はメーター取替を行うこと。

- (14) 旧メーター指示数と新メーター番号を確実に読み、メーター取替伝票に必要事項を記入し、使用者等に作業が終了した旨を報告するとともに、使用者等宅に「水道メーター取替のお知らせ」を投入すること。

なお、取替伝票の検針情報に投入先の指示がある場合はその指示に従うこと。

- (15) 取替後の報告は、企業団と日程調整の上、取替伝票と撤去メーターを合わせて、取替えた月の企業団が指定する日までに持参すること。

なお、やむを得ず取替不能があるときは、その理由を別途企業団へ報告すること。

持参場所 企業団の指定する場所

- (16) 撤去メーターは、水洗い等によりメーター番号が判別できるようにし、口径ごとに箱詰めすること。ただし、一箱に詰める個数は、メーター口径ごとに次のとおりとする。

メーター 口径	13 mm	20 mm	25 mm	30 mm	40 mm	50 mm
個 数 (個)	20	10	9	7	5	4

- (17) 全ての取替作業完了後、メーター、メーター取替一覧表、メーター取替伝票、水道メーター取替のお知らせ（取替前）、地図、水道メーター取替業務受託者証を返却すること。

- (18) メーター取替時にクロスコネクションを発見した場合、直ちに企業団に報告すること。

2 検定満期メーター取替業務（随時）

企業団が指定するメーター取替を行うものとする。

- (1) メーターは、企業団が支給し、受託者に先渡しするものとする。

- (2) 随時、取替伝票により速やかにメーター取替を行うこと。

なお、メーターの取替えに当たっては、不在時等の場合を除き、必ず使用者等に声を掛け、取替理由を適切に説明すること。

- (3) メーター取替後、漏水等がないか十分に確認し、水の出方、濁水等について点検すること。また、使用者等に作業が終了した旨を報告するとともに、使用者等宅に「水道メーター取替のお知らせ」を投入すること。

ただし、検針票投入先に指示がある場合はその指示に従うこと。

- (4) 業務終了後、必要事項を記入した取替伝票を点検した後、メーター取替日から起算して企業団の1営業日後までに、同伝票を企業団へ提出すること。

- (5) 撤去メーターの保管及び残材残土等の処理は、検定満期メーター取替業務（定期）に準ずるものとする。

3 再開栓のメーター取付業務

企業団が指定する再開栓のメーター取付を行うものとする。

- (1) メーターは、企業団が支給し、受託者に先渡しするものとする。

- (2) 取付伝票により速やかにメーター取付を行うこと。なお、メーターの取付けに当た

っては、不在時等の場合を除き、必ず使用者等に声を掛け、訪問理由を適切に説明すること。

- (3) メーター取付後、パイロットが止まる事を確実に確認し、水の出方、濁水等について点検し、使用者等に作業が終了した旨を報告すること。

ただし、現地に使用者等が不在で二次側の漏水の可能性がある場合は止水栓を閉め、その内容を使用者等に電話等で確実に伝え、取付伝票に記載すること。また、連絡がつかない場合については、現地に取付伝票に内容を記載の上投入すること。

- (4) 業務終了後、必要事項を記入した取付伝票を点検した後、メーター取付日から起算して企業団の1営業日後までに、同伝票を企業団へ提出すること。
- (5) 残材残土等の処理は、検定満期メーター取替業務（定期）に準ずるものとする。

4 メーター撤去業務

企業団の指定するメーターの撤去を行うものとする。

- (1) 撤去伝票により企業団の指定するメーターを撤去すること。

メーター撤去に当たっては、不在等の場合を除き、必ず使用者等に声を掛け、訪問理由を適切に説明すること。

なお、撤去伝票記載の指示数が一致しない時は、新使用者がいる場合があるので企業団に報告し、協議すること。

- (2) メーターを撤去した後は閉栓プラグを取り付け、「水道メーター撤去のお知らせ」（荷札）を止水栓に取り付けること。なお、閉栓プラグ及び荷札は企業団が支給するものとする。
- (3) 作業終了後、不在等の場合を除き、使用者等に完了の報告を行うこと。
- (4) 業務終了後、必要事項を記入した撤去伝票を点検した後、メーターの撤去日から起算して企業団の1営業日後までに、同伝票を企業団へ提出すること。
- (5) 撤去メーターの保管及び残材残土等の処理は、検定満期メーター取替業務（定期）手順に準ずるものとする。

5 メーター位置及びその他の改良業務

検針及びメーター取替に支障があると認められる場合、企業団の指示により必要な工事を行うものとする。

- (1) メーター取替に支障がある場合は、企業団に速やかに報告すること。
- (2) 企業団又は受託者と使用者等の間で、改良業務について合意ができた場合は、受託者が事前に使用者等と日時や工事概要の説明を行った上で、施工すること。
- (3) 案件の実施内容に基づき、案件ごとに報告書を企業団へ提出し、それに係る費用は、別途企業団に請求すること。

6 メーター管理業務

メーター取付・撤去等入庫・出庫に係る数量確認等に関するメーターの管理業務を企業団の指示により誠実に行うものとする。

- 1 (7)、(8)及び(16)に定めるとおりとすること。

7 メーター取替時及び取替後漏水における給水管等の修理

受託者は、メーター取替が原因で漏水した場合、受託者の負担において、漏水の原因となった給水管等を速やかに修理しなければならない。

詳細は、次のとおりとする。

メーター取替後2回目の検針日までに、同メーター取替に伴う漏水等の連絡があった場合（取替後2回目の検針において、同メーター取替に伴う漏水等を発見した場合を含む。）は、現地を確認の上、受託者の負担において、速やかに修理等必要な措置を講じること。

ただし、取替時に鉛管の腐食が原因で漏水に至った場合に限り、毎月集計して、別途企業団に請求するものとする。

8 水道メーター取替等業務委託（三木町）口径別単価表（令和7年度）

口径別契約単価は次のとおりとする。

（単位：円）

口径	契約単価（税抜き）
13 mm	2,430
20 mm	2,780
25 mm	3,700
30 mm	4,620
40 mm	5,560
50 mmネジ	8,780
50 mmフランジ	14,510
75 mmフランジ	21,780

9 費用負担

委託業務の履行において必要とする費用負担については、企業団と受託者が協議して定めるものとする。

10 貸与物品

本業務に、貸与物品は無いものとする。

水道メーター取替等業務委託注意事項

施工に関する注意事項は、次のとおりとする。

- 1 各種伝票を受領後、速やかに内容を確認し、日程調整等が必要な使用者等に対しては必ず事前連絡し調整すること。また、集合住宅（特に受水槽方式）については、管理会社又は給水装置所有者へ日程等を事前連絡すること。
- 2 検定満期に伴うメーター取替業務については、事前のお知らせの有無にかかわらず、現地で改めてメーター取替の理由を丁寧に説明して作業を行うこと。
- 3 施工の際は、必ず従業員証等身分を証明できるものを携帯すること。
- 4 宅地内に立ち入る前に必ず呼び鈴を鳴らすことに加え、十分な声掛けを行うこと。
なお、施錠されている場合は、必ず電話又は連絡票等で確認を取ること。